

都市計画法第34条第9号の政令で定める建築物のうち同法施行令

第29条の7第1号に規定する休憩所及び給油所に係る許可基準

道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所又は給油所である建築物として、次の業種について許可基準を定める。

- ① ドライブイン
- ② ガソリンスタンド、自動車用LPGスタンド

【I】 ドライブイン

1 施設の内容は、自動車運転者及び同乗者の休憩のための施設であり、適切な規模の駐車場を有する、いわゆるドライブイン（飲食物を提供し、休憩させる施設）とし宿泊施設は含めない。

管理施設は、事務室・休憩室・更衣室・物置等、管理運営する上で通常付属すると考えられる施設とし、居住施設は含めない。

2 市街化区域からの距離が、道程でおおむね500m以上離れていること。

ただし、市街化区域内の沿道に既に建築物等が建ち並んでいる場合又は用途地域への適合により当該市街化区域内に建築することが不可能である場合は、市街化区域内の申請地に最も近い建築可能な土地からの距離とする。

3 対象とする道路は、原則として高速自動車国道、一般国道及び主要地方道である県道であること。

ただし、当該道路と同等以上の規格等の構造、自動車交通量を有するその他の県道及び市道で、沿道系の土地利用を図ることが特に支障とならないと判断できる道路については対象とする。

4 同種施設間の距離が、自動車の進行方向の道程でおおむね500m以上離れていること。

ただし、4車線以上の道路又は分離帯の設置されている道路においては上下線を別の路線とみなし、道路の片側についておおむね500m以上離れていればよいものとする。

5 敷地面積が500m²以上であり、建築物の規模に応じた適切なものであること。

6 建築物は平屋建てとすること。

7 休憩施設には、休憩用座席、手洗い所、便所を設けること。

8 休憩用座席2に対し1台の割合で算出した台数以上の駐車場が敷地内に有効に配置されていること。

9 休憩施設の建物内部における物品の販売等については、施設の一部を利用して物品の販売を行うもので、当該休憩施設利用者に限定されること。物品の販売等にかかる床面積は、建築物全体の延べ面積2分の1未満とする。

10 休憩施設の建物内部において物品の販売等を行う場合における管理施設等の共有部分については、休憩に係る部分とその他の部分とで面積按分する。

11 建築物は一体の構造で、外観上単独の物品の販売等に係る店舗と見える構造は認めない。

【II】 ガソリンスタンド、自動車用LPGスタンド

- 1 施設の内容は、沿道を通行する車両が給油をするためのガソリンスタンドであること。なお、沿道サービス施設である趣旨を勘案し、次の(1)～(4)に掲げる施設を併設できるものとする。
 - (1) ガソリンスタンドの管理施設（事務室・休憩施設・更衣室・物置等、管理運営する上で通常付属すると考えられる施設で居住施設は含まない。）
 - (2) 自動車の点検・整備を行う作業場
 - (3) 給油又は自動車の点検・整備若しくは洗車のために当該ガソリンスタンドを利用する者を対象とした店舗
 - (4) 洗車場
- 2 市街化区域からの距離が、道程でおおむね500m以上離れていること。
ただし、市街化区域内の沿道に既に建築物等が建ち並んでいる場合又は用途地域への適合により当該市街化区域内に建築することが不可能である場合は、市街化区域内の申請地に最も近い建築可能な土地からの距離とする。
- 3 対象とする道路は、原則として高速自動車国道、一般国道及び主要地方道である県道であること。
ただし、当該道路と同等以上の規格等の構造、自動車交通量を有するその他の県道及び市道で、沿道系の土地利用を図ることが特に支障とならないと判断できる道路については対象とする。
- 4 同種施設間の距離が、自動車の進行方向の道程でおおむね500m以上離れていること。
ただし、4車線以上の道路又は分離帯の設置されている道路においては上下線を別の路線とみなし、道路の片側についておおむね500m以上離れていればよいものとする。
- 5 敷地面積が500m²以上であること。
- 6 建築物は平屋建てとすること。
- 7 管理施設の延べ面積は100m²以内とし、前記1(3)の物品販売等の店舗の延べ面積は100m²以内であること。
- 8 ガソリンスタンド敷地内の建築物は同一棟であること。

附 則

- 1 この基準は、平成16年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年12月1日から施行する。